動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が輸入した自動車を輸入することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

(2)　空港整備法第二条第一項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

(3)　軸に(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって三以上の車輪に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結して本邦に輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

ロ　平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の自動車にあっては、平成二十三年八月三十一日）以前に製作された自動車のうち、光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車

(1)　保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条、第四条の二の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第四条の二第一項及び第三項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が輸入した自動車を輸入することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

(2)　空港整備法第二条第一項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

(3)　軸に(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって三以上の車輪に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結して本邦に輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

ハ　イ及びロに掲げる自動車以外の自動車のうち、光吸収係数が〇・五〇m^{-1}を超えないものであって、次のいずれかに該当する自動車。

(1)　保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条、第四条の二の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第四条の二第一項及び第三項の告示で定めるもの（牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が輸入した自動車を輸入することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

(2)　空港整備法第二条第一項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

(3)　軸に(1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車であって三以上の車輪に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結して本邦に輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。）

第二十八条第百十七項及び同条第百十八項中「二十五パーセント以下」を「二十五パーセントを超えないもの」に、「〇・八〇m^{-1}以下」を「〇・八〇m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第百二十一項中「以下」の下に「この項、第百二十二項、第百二十九項及び第百三十項において」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第百二十五項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に、「ＪＥ〇五モード法（ただし」を「平成二十七年改正告示による改正前の細目告示別添四十一に規定するＪＥ〇五モード法（以下この項、次項、第百六十四項及び第百六十五項において「平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法」という。ただし」に、「ＪＥ〇五モード法」を「平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法」に、「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第百二十六項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に、「ＪＥ〇五モード法」を「平成二十七年改正告示による改正前のＪＥ〇五モード法」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセント以下であるもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。